

## 秋田県横手市 次世代ホップ農家おためし地域おこし協力隊 募集要項

### 1. おためし地域おこし協力隊とは

受入地域への移住や地域おこし協力隊制度に興味がある方を対象に、2泊3日で地域おこし協力隊の活動や地域の雰囲気を体験できる制度です。

地域おこし協力隊に興味があるけれど、内容について不安がある方や迷っている方などに、一緒に活動していく関係者や地域住民とのかかわりやミッションなどについて事前に知っていただき、地域おこし協力隊着任後のミスマッチを防ぐために実施します。

### 2. 横手市とホップについて

秋田県の南部に位置する横手市は、かつて秋田佐竹藩の出城が置かれ、作物の集散地として発展し、画家の竹久夢二が定宿を置き、作家の石坂洋二郎が「山と川のあるまち」として紹介しています。横手市は、四季折々の豊かな自然を楽しめるほか、2月中旬に行われる小正月の伝統行事「かまくら」や後三年合戦の舞台として有名です。歴史や自然を身近に感じながら、買い物や生活に便利な市街地での暮らしを楽しむことができます。

作物の集散地として発展してきた横手市は、肥沃な土壌と寒暖の差が大きい気候に育まれ、県内有数の農業地域としてお米や、果物、野菜などの生産が盛んです。なかでも、ビールの主原料のひとつで、味や香りの決め手となる「ホップ」は、栽培開始から50年以上の歴史をもち、市町村別生産量は全国首位を誇ります。しかし、そのホップ栽培をめぐる環境は存続の危機にあり、生産者の高齢化や後継者不足による生産者数・栽培面積・生産量の減少、乾燥設備の老朽化などの課題に取り組む必要があります。

### 3. 募集予定の地域おこし協力隊のミッション

市、関係団体、地域住民と連携しながら、次に掲げる活動を行っていただきます。

次世代ホップ農家隊員
<ul style="list-style-type: none"><li>・ホップ農家のもとで栽培技術を学ぶ</li><li>・ホップ栽培の魅力発信、情報発信</li><li>・持続可能なホップ生産に向けた生産現場の課題解決</li><li>・その他、ホップを通じた地域活動 など</li></ul>

### 4. おためし地域おこし協力隊活動期間、内容

#### (1) 活動期間

令和8年6月1日（月）～令和8年7月17日（金）のうち希望する3日間（連続する平日の3日間に限る）

## (2) 内容（スケジュール）

### ○1 日目

13：00	JR 横手駅 改札前集合
13：30	オリエンテーション、関係者などとの交流
16：00	ホップほ場、乾燥施設等視察
17：00	宿泊先（市が指定）へ移動
18：00	懇親会

### ○2 日目

8：30	宿泊先出発
9：00	栽培作業体験
17：00	宿泊先（市が指定）へ移動

### ○3 日目

8：30	宿泊先出発
9：00	振り返り（2泊3日の活動の振り返り、SNSでの情報発信）、アンケート記入、質疑応答、市街地見学
13：00	JR 横手駅解散

※スケジュールは変更となる場合があります。

※3日間の活動のうち、移動を伴う活動（宿泊先一活動場所間の往復含む）については車で送迎します。

## (3) 参加費

- ・参加費は無料です。ただし、滞在期間中の食費は自己負担となります。

## (4) 宿泊費

- ・活動に必要な滞在期間中（2泊3日）の宿泊先は、横手市が指定し手配するため無料です。（宿泊費が1万円以下の日のみを想定し、参加申込の希望日を最優先とするものの、必ずしも第一希望とはならない場合があります。）  
また、横手市が手配した宿泊先以外を利用した場合は参加者の負担となります。

## (5) 交通費

- ・次世代ホップ農家おためし地域おこし協力隊への参加を目的として、参加者の居住地からJR横手駅までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費に対し、上限3万円まで助成します。ただし、公共交通機関（鉄道、バス、航空機）の使用に限ることとし、領収書等の提出により金額を確認します。

- ・補助の支払いは次世代ホップ農家おためし地域おこし協力隊活動終了後の事後払いとなります。

## 5.応募条件((1)のいずれかの要件を満たし、(2)～(5)に掲げるすべての要件を満たす方)

- (1) ・現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している方（対象地域は、総務省 地域おこし協力隊ナビ「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」等でご確認ください。三大都市圏および一部条件不利地域が横手市で受け入れ可能です。）
  - ・横手市以外において、地域おこし協力隊として活動した方（同一地域での活動経験が2年以上かつ解嘱1年以内）
  - ・JET プログラム終了者（JET プログラム参加者としての活動2年以上、かつJET プログラムを終了した日から1年以内）
  - ・海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方
- (2) 心身ともに健康で、積極的に活動に取り組むことができる方
- (3) ホップに関心があり、国産ホップの存続のために活動に取り組むことができる方
- (4) 将来的に地域おこし協力隊として、横手市で活動することに興味・関心のある方
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項（※）に該当しない方

### ※ 地方公務員法第16条とは

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6.申込について

### (1) 受付期間

令和8年6月30日（火）午後5時まで

※応募者多数の場合は、申込内容をもって参加者を選考します。

## (2) 申込方法

- ・専用申込フォームからお申込ください。

申込フォーム：<https://logoform.jp/f/dMZTE>

※申込フォームが利用できない場合は、別紙「次世代ホップ農家おためし地域おこし協力隊申込書」に記載し、メールにてお申し込みください。

## (3) 参加決定のおしらせ

申込内容を確認のうえ、申込者全員にメールで通知します。

## (4) その他

- ・申込にかかる費用は自己負担です。
- ・土日祝日を除く 3 日以内に申込確認のメールを送ります。返信がない場合は申込が完了していない可能性がありますので、下記問い合わせ先にご連絡くださいますようお願いいたします。

## 7. お問い合わせ・応募書類提出先

〒013-0354

秋田県横手市大雄字狐塚 253 番地

TEL 0182-35-2267

担当 横手市農林部食農推進課 佐々木、今野

TEL : 0182-35-2267

Mail : [shokuno@city.yokote.lg.jp](mailto:shokuno@city.yokote.lg.jp)

横手市地域おこし協力隊詳細（準備中）	大雄ホップ農業協同組合関連情報掲載サイト	横手ホッププロジェクトホームページ	おためし地域おこし協力隊申込フォーム
			